

事業所の ごみと資源物の 分け方・出し方



鎌倉市

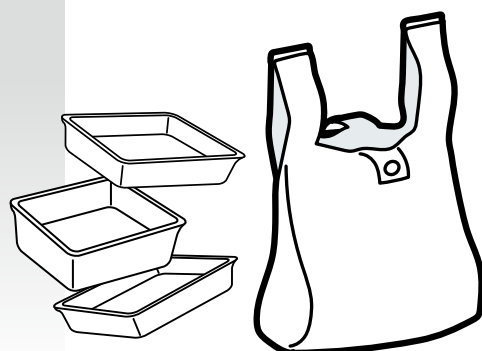
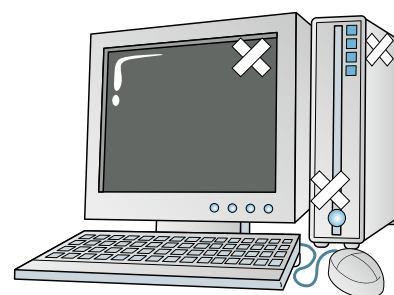
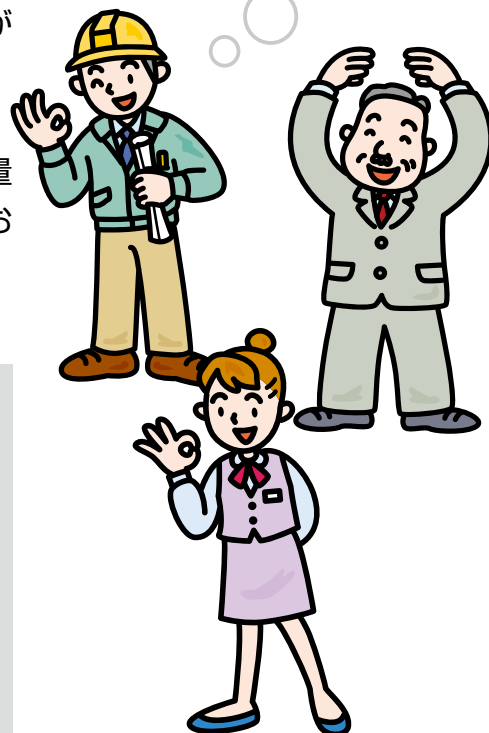
はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条（事業者の責務）に基づき、事業所等から排出されるごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

大量生産、大量消費、大量廃棄による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法など各種リサイクル法が次々と制定されました。

その中で、事業者の果たす役割も大きくなってきています。

事業者の皆さまには、この小冊子をご活用いただき、ごみの減量化・資源化への取り組みと、循環型社会の構築推進へのご協力をお願いします。



目次

事業者の責務	2
事業系ごみとは？	3
鎌倉市のごみ処理計画	4
ごみ処理施設の搬入物検査について	4
事業系のごみと資源物の分け方	5
資源物について	9
事業系ごみ（一般廃棄物）の処理の流れ	10
事業所の取り組み事例	11
かまくらエコアクション21登録制度	12
事業系ごみに関するQ & A	13
一般廃棄物処理施設所在地一覧	14

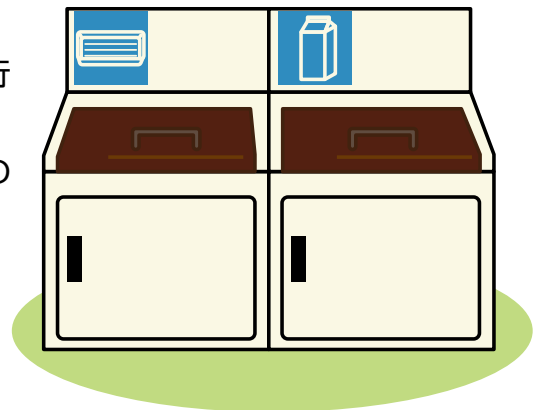
事業者の責務

事業者の責任として、次のような事項が義務付けられています。

- (1) 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正処理すること。
- (2) 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより減量化に努めること。
- (3) 廃棄物の減量、その他その適正処理等について、国や市の施策に協力すること。

* ごみが事業所から運ばれた後も、処理責任はごみを排出した事業者にあります。
ごみ処理を委託している許可業者との契約内容をきちんと確認するとともに、事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などを把握してください。
また、ごみの減量化に努めてください。

RECYCLEBOX



まずは減量化を！3Rの推進！

本市は焼却施設の老朽化のため、現在の焼却量を削減し、将来は新ごみ焼却施設を整備して安定したごみ処理を行うことが求められています。

また、限りある資源を大切に使い環境を守るために、事業系ごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。

(1) 発生抑制 (Reduce : リデュース)

まずは、ごみが出ないような工夫をしましょう。

(例) 使い捨て製品の見直し／レジ袋有料化・マイバッグ持参への特典付与
簡易包装の推進／食べ残し・余剰食品の削減／生ごみの水切りの徹底

(2) 再使用 (Reuse : リユース)

修理、部品交換、洗浄などにより、繰り返し使えるものを増やしましょう。

(例) リターナブル容器の導入／レンタルやリースの利用

(3) 再生使用 (Recycle : リサイクル)

資源ごみを徹底して分別し、処分ではなく資源化を図りましょう。

(例) リサイクル可能な製品・梱包材の店頭回収促進／生ごみ処理機導入／
電気製品、建設資材廃棄物などを処理する際の法令遵守

(4) 適正処理

どうしても資源化できないものは適正に処理してください。

ごみ減量のメリット

環境負荷の軽減

ごみの処理(収集運搬、焼却、埋立て)に伴い発生するCO₂などが減り、環境負荷を低減することができます。

企業イメージ向上

近年は環境への関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化の取り組みは企業のイメージアップにつながります。

コストの削減

事業活動にはごみ処理費用は必要経費です。ごみを減らすことで、経費の削減が期待できます。

事業系ごみとは？

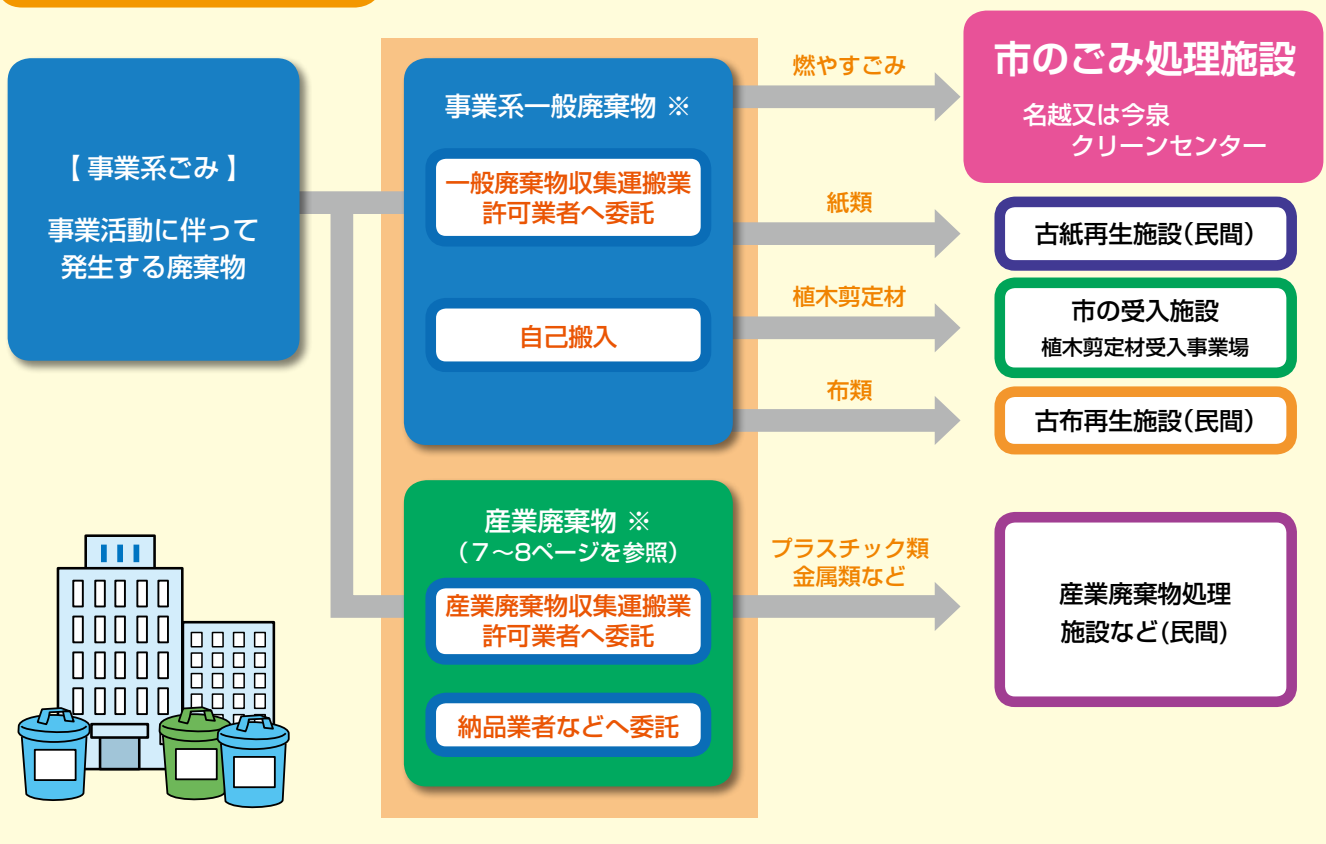
事業活動に伴って生じたごみは「事業系ごみ」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは異なる方法で処理されます。

事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、官公署、社会福祉施設などが行う公共サービス等の活動も含まれます。

従業員の飲食などに伴って生じたごみ及び製造、流通、販売などの本来の業務以外で臨時的に発生するごみについても、事業系ごみになります。

事業系ごみは大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。事業系ごみのなかには、分別することで「資源物」になるものも含まれています。

事業系ごみの体系図



※一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものは、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当します。

事業系ごみの処理は、収集運搬業許可業者と契約するか、自ら処理施設に持ち込むなど、適正に処理しなければなりません。

事業系ごみは、地域のクリーンステーション（ごみ集積所）に出すことはできません。

自宅に店舗や事務所がある場合は、「家庭から出るごみ」と「事務所等から出るごみ」を分けて、それぞれ適正に処理してください。

鎌倉市のごみ処理計画(第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 概要)

この計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として、鎌倉市のごみ減量・リサイクル推進、適正処理等について、基本的な考え方や方向性を定めたものです。

基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして

本市は焼却施設の老朽化のため、現在の焼却量を削減し、将来は新ごみ焼却施設を整備して安定したごみ処理を行うことがもめられています。

そして、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立て量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指します。

また、これからはリサイクルだけではなく、ごみそのものを減らすために、モノを大切にするような心豊かな社会の形成に取り組んでいきましょう。

平成37年度目標 焼却量を28,854トンまで削減

平成28年度から焼却施設は名越クリーンセンター1施設となり、焼却量を3万トン以下にすることが重要です。

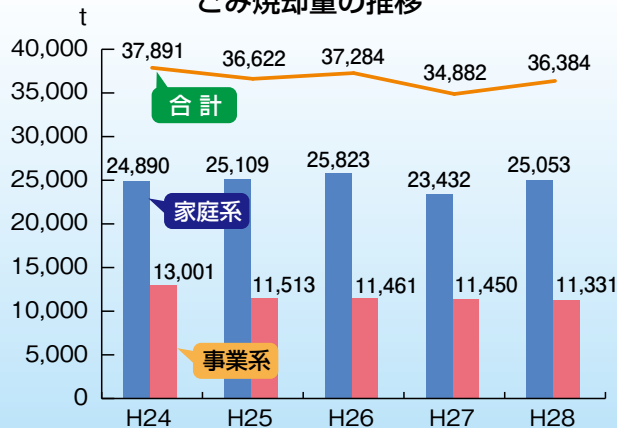
平成37年度目標 ごみと資源物を58,282トンまで削減

平成27年度のごみと資源物の排出量は63,669トンでした。

平成37年度目標 リサイクル率を約53%まで向上

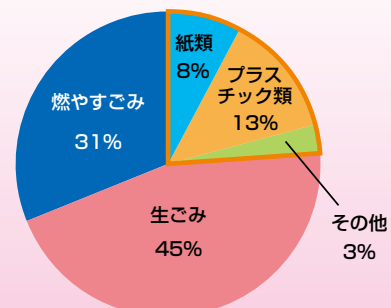
皆さまにごみの分別への協力をいただくことで、引き続き高いリサイクル率を目指します。(平成27年度48.4%)

ごみ焼却量の推移



燃やすごみの組成調査

市施設へ搬入される事業系燃やすごみのうち、約24%が資源物や産業廃棄物であり、分別をきちんとすることでごみの焼却量を減らすことができます。



■ごみ処理施設に搬入された事業系ごみの組成
(平成29年9月26日～28日組成分析調査結果より)

ごみ処理施設の搬入物検査について

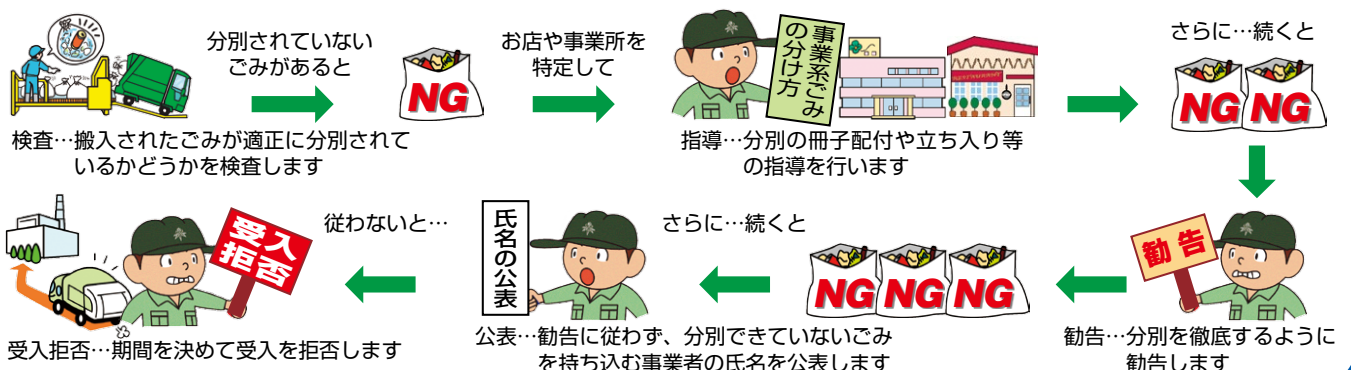
市のごみ処理施設では、事業系ごみ（燃やすごみ）の搬入物検査を行っています。
ごみの適正な分別にご協力をお願いします。

平成25年1月から搬入物検査を強化しています！

市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を防止するため、平成25年1月から、搬入された事業系ごみのごみ投入検査機を設置し、搬入物検査を強化しています。

受入拒否する場合があります

市条例により、事業系ごみが適正に分別されていないときは、排出事業者に対して指導、勧告や受入拒否などを行う場合があります。



事業系のごみと資源物の分け方

排出段階で分別し、リサイクルしてください！

事業系ごみは、地域のクリーンステーション（ごみ集積所）に出すことはできませんので、適正に処理してください。クリーンステーションに出された事業系ごみは、排出量に関係なく不法投棄とみなされます。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物（7ページ参照）に該当しないごみを事業系一般廃棄物とします。

事業系一般廃棄物を月に3トン以上継続して排出又は年に40トン以上排出した事業者は、多量排出事業者となり廃棄物責任者を設置するとともに「減量化及び資源化計画書」を市へ提出することが条例で定められています。（対象となる事業者には市から連絡をいたします。）

事業系一般廃棄物の

燃やすごみ

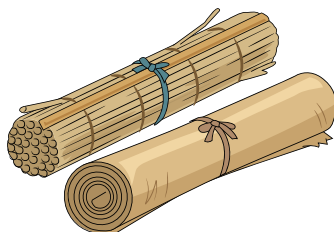
生ごみ



汚れた紙、リサイクルできない紙



木くずや繊維くずなど



※食料品や医薬品等の製造業に係る動植物性残さは産業廃棄物になります。

※建設業、木材等やパルプの製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは産業廃棄物になります。

※食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき、食品廃棄物の発生の抑制、減量に努めるほか、再生利用に努めるようにしてください。

※木くずは処理施設の能力の関係から、裁断などの前処理を指示する場合がありますので、事前にご搬入先にお問合せください。

【処理方法】

- ◆一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託するか、自ら市のごみ処理施設に搬入してください。
- ◆生ごみはなるべく水分を切って出してください。また、生ごみ処理機の使用などにより資源化及び減量にご協力をお願いします。
- ◆木くずは資源化を行なうため、なるべく生ごみ等と分けて搬入してください。

- ・魚のあらなどは、資源化施設（民間）で家畜の飼料や畑の肥料などに資源化することができます。
- ・プラスチック類は汚れていても、産業廃棄物です。燃やすごみに入れないでください。
- ・市のごみ処理施設では、搬入物検査を行っています。資源物や産業廃棄物が混入している場合は、ごみをお持ち帰りいただき、きちんと分別していただきます。

事業系大型生ごみ処理機購入費等補助金交付制度について

処理能力が1日に10キログラム以上の大型生ごみ処理機を市内の事業所に設置する場合、購入費等の一部を補助する制度があります。制度のご利用をお考えの場合は、事前にご相談ください。

【お問い合わせ】 ごみ減量対策課（☎44-5369）

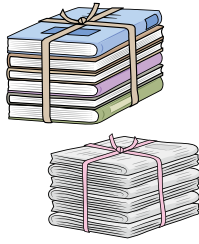


紙類（資源物）

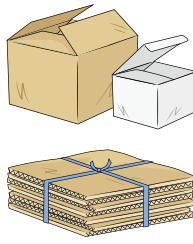
オフィス紙



新聞、雑誌



段ボール、
ボール紙



紙パック等の
紙製容器



※建設業、木材等やパルプの製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業に係るものは産業廃棄物になります。

【処理方法】

- ◆古紙再生業者もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託するか、自ら資源化施設（民間）に搬入してください。
- ◆紙質などにより売却できる場合があります。
- ◆紙類の分別については、9ページを参照してください。

植木剪定材（資源物）

草、落ち葉



剪定した植木の枝



※建設業に係るものは産業廃棄物になります。

※造園業者などに剪定を依頼した場合は、造園業者などに引き取りを依頼してください。

【処理方法】

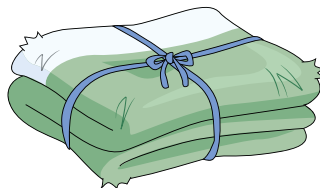
- ◆一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託するか、自ら市の受入施設に搬入してください。

布類（資源物）

衣類



布類



※建設業、繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物になります。

【処理方法】

- ◆古布再生業者もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託するか、自ら資源化施設（民間）に搬入してください。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目（【表－1】参照）を産業廃棄物といいます。

産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。

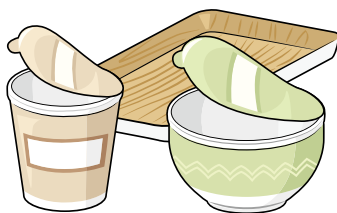
【表－1】産業廃棄物の種類

全ての事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類（合成繊維、合成ゴムなどを含む） ⑦ゴムくず（天然ゴムくずに限る） ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する業種が限定されるもの	⑬紙くず（建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など） ⑭木くず（建設業、木材製造業、木製品製造業など。貨物流通用の木製パレットなど） ⑮繊維くず（建設業、繊維工業に係る天然繊維） ⑯動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業） ⑰動物性固形不要物（と畜場、食鳥処理場） ⑱動物のふん尿（畜産業） ⑲動物の死体（畜産業）
⑳上記①から⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

産業廃棄物の例

プラスチック類

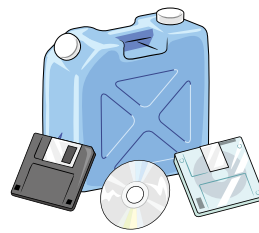
食品の容器



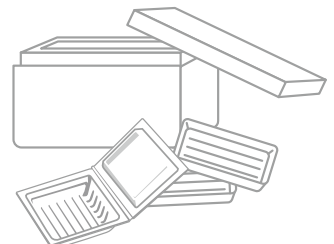
包装プラスチック



プラスチック製品



発泡スチロールなど



【処理方法】

◆産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。

飲食用カン・ビン・ペットボトル

飲食用カン



飲食用ビン



ペットボトル



【処理方法】

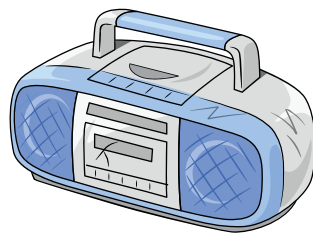
- ◆産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。
- ◆自動販売機で購入したものは、納品業者に引き取りを依頼してください。
- ◆材質などにより売却できる場合があります。

金属類

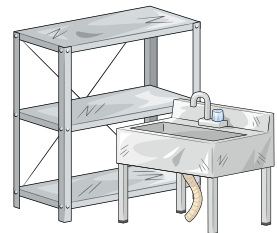
金属製品



小型家電



金属製大型家具など



【処理方法】

- ◆産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。
- ◆金物（古銅などを含む）については、金属再生業者に処理を委託することも可能です。
- ◆材質などにより売却できる場合があります。

その他

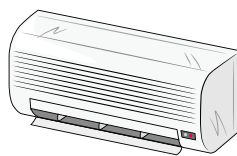
蛍光灯



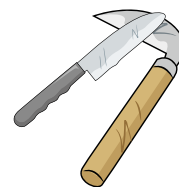
ガラス・陶磁器



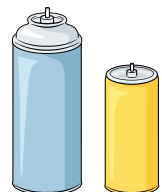
エアコン



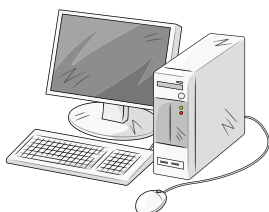
刃物



スプレー缶



パソコン



食用油



エンジンオイル



電池など



【処理方法】

- ◆産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。
- ◆エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については、販売店やメーカーにお問い合わせください。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票			

事業者は、許可業者に産業廃棄物の処理を委託する場合、許可業者に対して産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付するか、電子マニフェストへの登録を行うことが義務付けられています。

産業廃棄物の処理等については産業廃棄物収集運搬業許可業者か神奈川県産業資源循環協会（045-681-2989）へお問い合わせください。

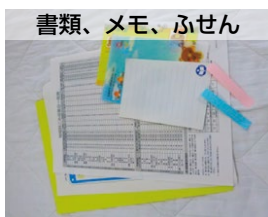
資源物について

紙類の分別・資源化をお願いします

紙類は、よく燃やすごみに混入しがちですが分別すれば再生紙やトイレットペーパーなどにリサイクルすることができます。段ボールや新聞だけでなく、OA用紙や封筒、小さなメモ用紙などの雑紙類も、きちんと分けてリサイクルするように心がけましょう。

※このパンフレットは一般的な紙類の分け方を示しています。資源化できる紙の種類や出し方については、資源化処理施設（民間）ごとに異なるので、詳しくはご契約の一般廃棄物収集運搬業許可業者などにおたずねください。

資源化できる紙類



リサイクルできない紙類（燃やすごみ）

ティッシュ・紙ナプキン



シールのはく離紙



使用済み紙コップ



感熱紙



伝票などのカーボン紙



その他リサイクルできない紙

・アイロンプリント紙・昇華転写紙・パルプモールド（卵パックなどに使われる厚紙）・ラップなどの芯

※使い捨て製品はなるべく使用するのをやめましょう

生ごみの資源化について

食品残さ（魚のあら、食品ロス※、調理くずなど）は、資源化施設で処理することにより家畜の飼料や畑の堆肥などに資源化することができます。

食品残さの資源化処理については、契約している収集運搬業許可業者や資源化処理施設（民間）に相談してください。

※食品ロスとは、食べられるのに廃棄される食品を指します。



事業系ごみ（一般廃棄物）の処理の流れ

事業系ごみ（一般廃棄物）を排出する場合、

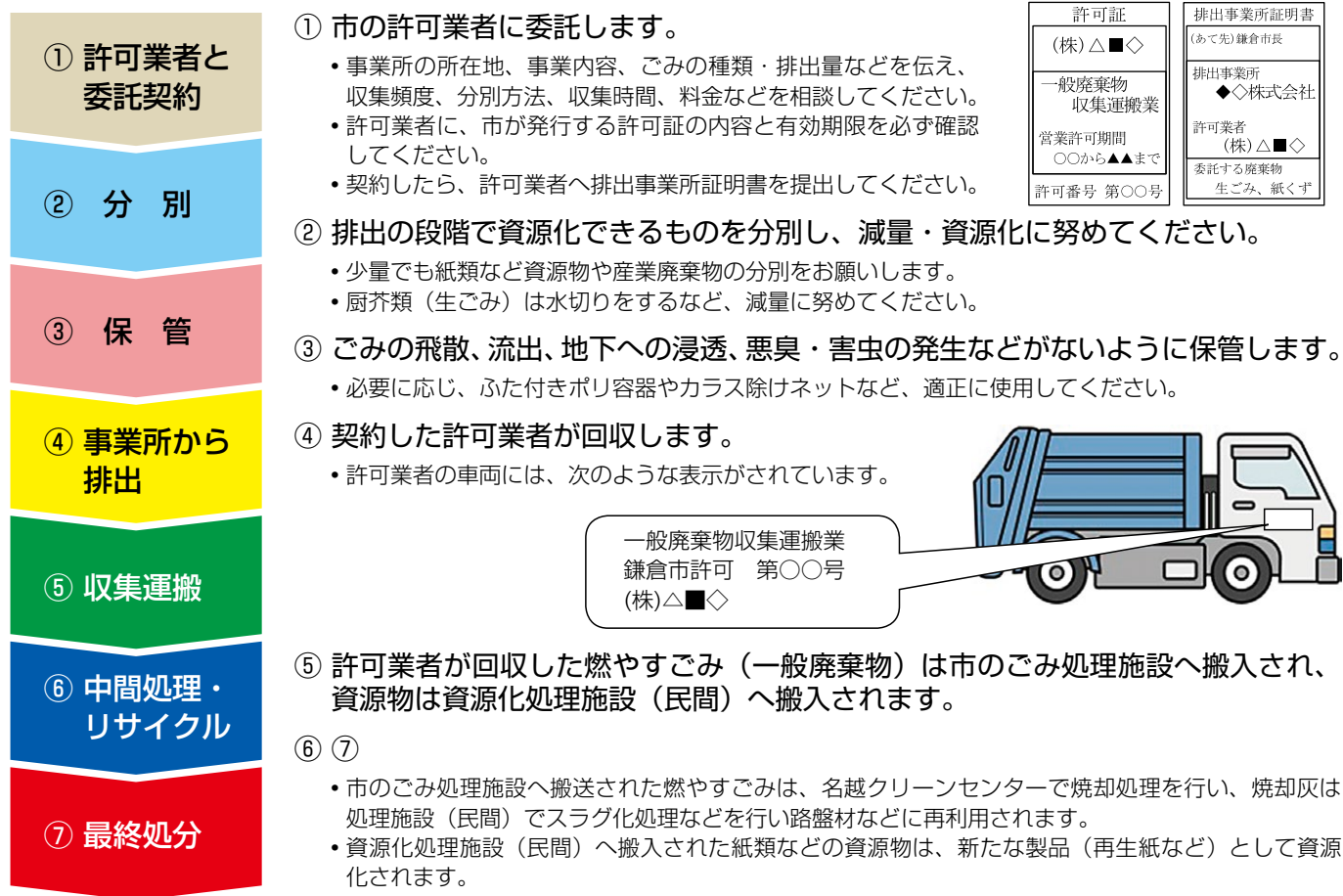
- 1 鎌倉市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託
又は
 - 2 自ら処理施設へ搬入
- の2つの処理方法があります。

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合

事業系ごみ（一般廃棄物）の収集運搬を委託する場合には、鎌倉市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）に委託しなければなりません。

許可業者をお探しの際は、鎌倉市のホームページ（<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>）で

一般廃棄物収集運搬業許可業者 **検索** と入力して検索してください。



2. 自ら処理施設に搬入する場合

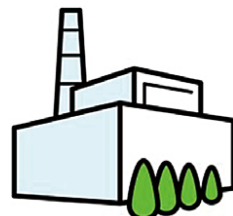
自ら排出した事業系ごみ（一般廃棄物）で、燃やすごみと植木剪定材については市の処理施設（14ページ参照）に搬入することができます。

- ・燃やすごみをごみ処理施設に搬入する際は「一般廃棄物搬入届書」を提出してください。また、資源物や産業廃棄物は受入れできませんので、分別して搬入してください。
- ・植木剪定材の受入れ施設を利用する場合は、「鎌倉市植木剪定材受入れ事業場利用事業者登録等申請書」により事前に事業者登録が必要です。また、搬入する際は「植木剪定材搬入届書」を提出してください。

自ら市の処理施設に搬入する場合は、「処理手数料」が必要です

燃やすごみ(名越又は今泉クリーンセンター) 10kgにつき250円

植木剪定材(植木剪定材受入事業) 10kgにつき130円



事業所の取り組み事例

オフィス

- ・事務用品に詰め替え用品を使用している。
- ・パソコンを積極的に活用し、紙の使用を少なくしている。
- ・資料の個人配布を見直し、できるだけ回覧している。
- ・コピー用紙は両面使用している。
- ・ファイルは使える限り何度も使っている。
- ・不用品は捨てずに、他の部署に譲っている。
- ・使用済み封筒を利用して雑紙を収集など可能な限り再利用している。
- ・紙は種類別に分けて質の高い紙にリサイクルされるようにする。
- ・トナーカートリッジやプリンターのインクカートリッジはメーカー回収に出して資源化している。
- ・メーカー回収しているもの(小型電池や乳酸菌飲料など)は積極的にメーカー回収に回している。
- ・再生品を積極的に利用している。



卸売業、小売業

- ・レジ袋はデポジット制にして、袋の返却時に預かり金をお返ししている。
- ・レジ袋の配布を控え、レジ袋を受け取らない人にはサービスを行っている。
- ・必要以上の包装をしない。顧客にも簡易包装を呼びかけている。
- ・生ごみは水切りをしてから排出している。
- ・生ごみは生ごみ処理機で処理している。
- ・詰め替え商品を積極的に販売している。
- ・取引先と協力して、できるだけ梱包の削減を図っている。
- ・商品納入の際に「通い箱」を活用している。
- ・リターナブルビン入り商品を積極的に販売しビンを買取っている。
- ・食品トレイやビンなどリサイクル可能なものの回収ボックスを設けている。
- ・生ごみを生ごみ処理機の利用や処理や資源化処理業者に搬入することで堆肥化や家畜飼料などに行っている。魚のあらは資源化処理業者が回収して飼料原料として使用している。
- ・メーカーの自主回収を積極的に利用している。
- ・再生品を積極的に販売している。



製造業

- ・原料に無駄が生じないように調達している。
- ・製品が消費者の手に渡った後に、ごみで捨てられる部分を少なくしてリサイクルしやすいよう配慮している。
- ・商品の箱に柄を入れるなど、包装紙をできる限り使用しないにしている。
- ・取引先と協力し、「通い箱」を使用している。
- ・調味料などはリターナブルビン入り商品を積極的に販売しビンを買取っている。
- ・段ボール等の保管場所を確保し、古紙回収業者に引き渡している。
- ・自ら製造・販売し、廃棄された容器やカートリッジなどは自主回収してリサイクルしている。
- ・可能な限りリサイクル品を使用している。



飲食サービス業

- ・メニューは、お腹に合わせてS・M・Lのサイズを選ぶ。
- ・生ごみは水切りして出している。
- ・割り箸やおしぼりなどの使い捨て用品の使用を出来るだけ控えている。
- ・洗剤や調味料などは詰め替え可能なものを使用している。
- ・衛生的に問題ない限り、食べ残しの持ち帰りを勧めている。
- ・食器類は洗って何度も使えるものを使用している。
- ・飲み物はリターナブルビンのものを使用している。
- ・リターナブルビンは回収業者に引き取ってもらっている。
- ・調理くずや食べ残しの生ごみは、しっかり水切りしてごみを減らしている。
- ・割り箸を資源化施設でリサイクルしている。
- ・再生品を使用している。



宿泊業、医療・福祉施設

- ・洗剤、シャンプー、調味料などは詰め替え出来るものを使っている。
- ・調理時に無駄な生ごみが出ないように、食材を選んでいる。
- ・生ごみは水切りをしてから出している。
- ・割り箸、おしぼり、紙コップなど使い捨て用品の使用を出来るだけ控えている。
- ・製品は使い捨ての容器よりリターナブル容器を利用するようにしている。
- ・ごみ箱は分別品目ごとに分かりやすい表示をして、分別・リサイクルに努めている。
- ・取引先と協力し、商品納入の際に「通い箱」を活用している。
- ・自販機設置業者にカン・ビン・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをしてもらっている。
- ・再生品を積極的に使用している。



かまくらエコアクション21登録制度

エコアクション21とは全て事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

鎌倉市では、環境経営の取り組みを考えている市内事業者の皆様が無料で市に登録し、環境マネジメントに取り組めるようなシステムとして「エコアクション21」を中小の事業者向けにアレンジした「かまくらエコアクション21」という独自の制度を設けています。

取り組みを実践することで、地球環境が良くなるだけでなく、経費節減につながります。

【お問い合わせ】

鎌倉市 環境部環境政策課 TEL. 61-3421

URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/ea21jigyo/omise.html>

E-mail kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp



事業系ごみに関するQ & A

Q 1 事業系ごみは少量しか出ず、種類も一般家庭から出るごみと変わらないので、クリーンステーション（家庭ごみの排出場所）に出してもいいですか？

A 1 事業活動に伴って排出されたごみは、量や質に関わらず地域のクリーンステーションには出すことはできません。収集運搬許可業者に委託するなど適正に処理をしてください。

Q 2 事業系ごみをクリーンステーションに出したらどうなるのですか？

A 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反（不法投棄）となり、罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金）の対象となります。クリーンステーションに不法に排出されたごみについては、市職員が内容物調査を行い排出者を指導するなど対応しています。ごみの不法投棄はしないでください。

Q 3 住居兼店舗で商売していますが、ごみの区分はどうすればよいですか？

A 3 事業活動に伴って生じるものは、事業系ごみとしての処理が必要になります。まずは日常生活から発生する家庭系ごみと、ご商売で発生する事業系ごみを区分していただき、それぞれを適正に処理していただきますようお願いいたします。

Q 4 従業員が会社で食べたお弁当の容器や飲んだジュースの空き缶などは、どのように分別するのですか？

A 4 従業員が飲食した後の弁当がら、缶、ビン、ペットボトルなどは事業系ごみです。5ページの「事業系のごみと資源物の分け方」を参考にして、分別をお願いします。

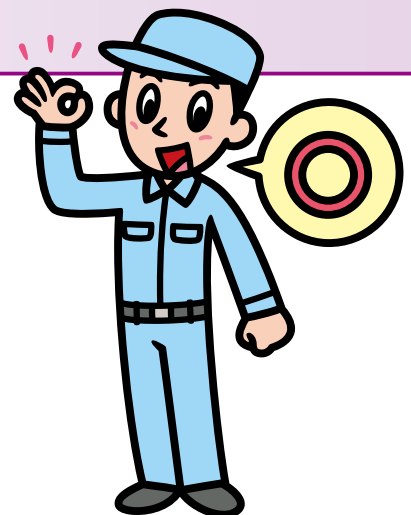
Q 5 事業系ごみを自分で焼却してもよいですか？

A 5 庭や路上でドラム缶などを利用して焼却することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2（焼却禁止）で禁止されています。焼却は法が定める規格に適合した焼却設備でしかできません。

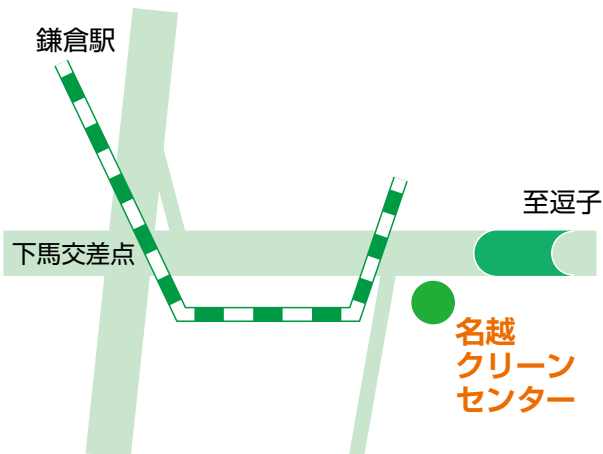
Q 6 機密文書はどのように処分すればよいですか？

A 6 機密文書を専門に取扱っている処理業者に依頼する方法や、製紙工場で立会の上、溶解しリサイクルする方法などがあります。

シュレッダー処理した場合は、性状や異物混入の有無などで処理方法が異なります。契約している収集運搬許可業者等にご相談ください。



一般廃棄物処理施設所在地一覧



燃やすごみ(受入施設)

施設名：名越クリーンセンター

所在地：大町5-11-16

電話：24-1097

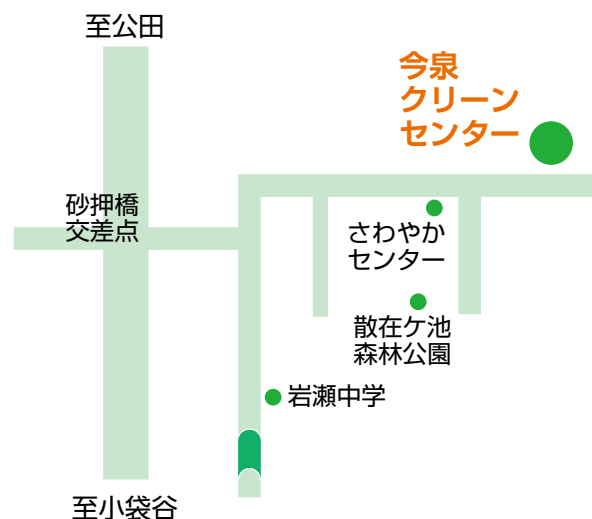
受入時間：月曜日～土曜日(祝日含む)

●午前8時30分～11時30分

●午後1時～4時(土曜日は午前中のみ)

(注意事項)

搬入の際は「一般廃棄物搬入届書」を提出してください



燃やすごみ(受入施設)

施設名：今泉クリーンセンター

所在地：今泉4-1-1

電話：44-5344

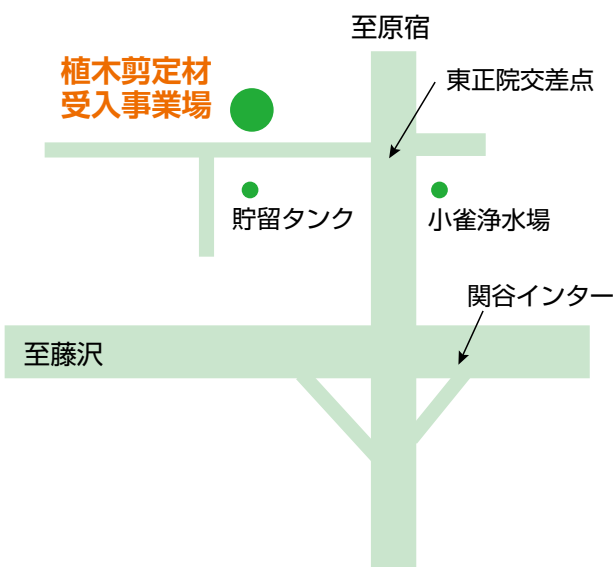
受入時間：月曜日～土曜日(祝日含む)

●午前8時30分～11時30分

●午後1時～4時(土曜日は午前中のみ)

(注意事項)

搬入の際は「一般廃棄物搬入届書」を提出してください



植物剪定材(受入施設)

施設名：植木剪定材受入事業場

所在地：関谷1493-2

電話：45-0526

受入時間：月曜日～土曜日(祝日含む)

●午前8時30分～11時30分

●午後1時～4時30分(土曜日は午前中のみ)

(注意事項)

1 事業場を利用する場合、「鎌倉市植木剪定材受入事業場利用事業者登録等申請書」により事前に事業者登録をしていただく必要があります

2 搬入の際は「植木剪定材搬入届書」を提出してください



再生紙を使用しています

お問い合わせ／鎌倉市 環境部ごみ減量対策課
TEL. 44-5369 FAX. 44-5389

平成30年3月